

# 第181回 三重県都市計画審議会

## 議 事 録

平成28年7月20日



## 第 181 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 28 年 7 月 20 日 (水)
2. 開会時間 午後 1 時 00 分
3. 閉会時間 午後 2 時 50 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
  - ・ 第 1 7 6 1 号議案 桑名都市計画道路の変更
  - ・ 第 1 7 6 2 号議案 四日市都市計画道路の変更
  - ・ 第 1 7 6 3 号議案 亀山都市計画道路の変更
  - ・ 第 1 7 6 4 号議案 津都市計画道路の変更
  - ・ 第 1 7 6 5 号議案 三重県景観計画の変更について
  - ・ 第 1 7 6 6 号議案 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定について
  - ・ 第 1 7 6 7 号議案 都市計画基本方針の内容について
6. 出席員の議席番号及び氏名
  - 1 番委員 朝日幸代
  - 2 番委員 村山顕人
  - 4 番委員 柳川貴子
  - 6 番委員 松田弘子
  - 7 番委員 井上かず子
  - 8 番委員 春山成子
  - 9 番委員 黒田浩二 (代理出席 加藤賢一)
  - 10 番委員 塚原浩一 (代理出席 川村謙一)
  - 11 番委員 田辺義貴 (代理出席 山方正治)
  - 12 番委員 波多野淳彦 (代理出席 長屋義道)
  - 13 番委員 鈴木昭久 (代理出席 小出和仁)
  - 14 番委員 森元良幸 (代理出席 原政美)
  - 16 番委員 辻村修一
  - 17 番委員 芳野正英
  - 18 番委員 下野幸助
  - 19 番委員 田中智也
  - 20 番委員 木津直樹
  - 21 番委員 服部富男
  - 22 番委員 奥野英介
  - 25 番委員 川口淳 (臨時委員)

## 第 181 回三重県都市計画審議会議事録

<事務局>

それでは、委員の皆さま方もお揃いになりましたので、ただ今から第 181 回三重県都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を担当いたします、県土整備部住まいまちづくり担当次長の渡辺でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日委員の皆さまには、ご多忙のところご出席賜りましてありがとうございます。また、平素は、三重県行政、とりわけ都市計画行政の推進にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

本日は平成 28 年度の最初の審議会となります。開会にあたり、県土整備部長の水谷からごあいさつさせていただきます。

<水谷部長>

みなさん、こんにちは。県土整備部長の水谷です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員の皆さまには、お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

三重県では平成 32 年の公表を目指して、都市計画区域マスタープランの改定を行うこととし、今年度から本格的な改定作業に着手をします。

今年度は、そのマスタープランの拠り所となる都市計画基本方針を策定する予定であり、この審議会においてご審議を賜りたいと考えております。

この都市計画審議会は、毎年 3 回から 4 回の開催をしております。開催の日程の調整でありますとか、また、ご審議をいただく資料の整理など、私どもとしてもできる限りの準備を取り掛かっていきたいと考えておりますので、この都市計画審議会の運営にご協力を賜りますようお願いをして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは、審議に入らせていただきます。本日審議いただきます議案は、7 議案でございます。

まず、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料といたしましてはお手元にお配りしておりますが、まず事項書でございます。そして第 180 回、前回の三重県都市計画審議会議案の手続き状況 1 枚でございます。それと、緑色 A4 サイズの議案書 1 冊をお配りしております。

これにつきましては、事前に配布させていただいておりましたが、1762 の 2 ページの新旧対照表に誤植がございましたので、訂正したものを改めて配布させていただいております。それと、本日スクリーンで説明をいたします画面をコピーした参考資料 1 冊。それと、1763 号と 1764 号議案の参考資料 A3 でホッチキス留めしたものをお配りしております。

そして最後に、三重県都市計画審議会、委員、幹事名簿 1 冊をお配りしております。もし不足がございましたら、事務局のほうにおっしゃっていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方の紹介をさせていただきます。8 番委員、三重大学教授、春山成子様でございます。

<春山委員>

よろしくお願いいたします。

<事務局>

9 番委員、東海財務局津財務事務所長、黒田浩二様でございます。本日は、代理で加藤賢一様にご出席いただいております。10 番委員、中部地方整備局長、塚原浩一様でございます。本日は、代理で川村謙一様にご出席いただいております。15 番委員、三重県市長会、竹上真人様でございます。本日は、欠席となっております。18 番委員、三重県議会議員、下野幸助様でございます。

<下野委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

19 番委員、三重県議会議員、田中智也様でございます。

<田中委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

20 番委員、三重県議会議員、木津直樹様でございます。

<木津委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

21 番委員、三重県議会議員、服部富男様でございます。

<服部委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

22 番委員、三重県議会議員、奥野英介様でございます。

<奥野委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

23 番委員、三重県市議会議長会、川村幸康様でございます。本日は、欠席されています。

また、前回から引き続きまして、臨時委員としまして 25 番委員、三重大学准教授の川口淳様でございます。

<川口委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

新たにご就任いただきました委員の紹介は、以上でございます。

それでは、朝日会長には三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定より、議長席のほうへお願いいたしますとともに、これから先の進行につきましてよろしくお願いいたします。

<朝日議長>

それでは、ただ今から第 181 回三重県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆さまには何かとご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議の議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

本審議会は議事録の署名者 2 名を三重県都市計画審議会運営要領第 9 条の規定により、議長から指名させていただきます。第 2 番委員、村山委員、第 4 番委員、柳川委員のお二人に署名委員をお願いいたします。

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

報告いたします。委員総数 24 名のうち、委任状の提出がありました 6 名の代理出席を含めまして、19 名の委員のご出席をいただいております。

<朝日議長>

ただ今報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の二分の一以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要領第 1 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議していただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議はないようですので、公開することと決定いたします。

それでは、本日の傍聴人につきまして事務局より報告を願います。

<事務局>

本日、一般傍聴者の方はお見えになりませんが、報道機関の方が 1 名お見えでございます。

<朝日議長>

それでは、傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ち下さい。

(傍聴者入場)

それでは、傍聴に際しましては傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反したときは注意し、また、これに従わないときは退場していただく場合がありますのでご了承願います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第 180 回都市計画審議会に関する報告があるので、事務局から報告をお願いします。

<事務局>

事務局より報告いたします。お手元、第 180 回三重県都市計画審議会の手続き状況、こちらのほうをお願いいたします。お手元にありますように、平成 28 年 3 月 23 日、第 180 回の審議会を開催し、2 議案答申をいただきました。

案件名 1759 号議案、亀山都市計画道路の変更について審議いただいた結果、一部区間を廃止するというので答申いただきました。この内容につきまして、平成 28 年 4 月 8 日、告示いたしましたところがございます。

続きまして、1760 号議案、廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。伊賀市内の産業廃棄物処理施設の敷地の位置の妥当性について、支障がないか確認いただきました。平成 28 年 7 月 4 日、これについて許可がでたところがございます。

以上で、報告を終わります。

<朝日議長>

以上の報告について、ご質問等ございませんか。

それでは、議案の審議に入りたいと存じます。さて、本日はご審議いただきます議案は 7 議案でございます。

第 1761 号議案、桑名都市計画道路の変更について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

三重県県土整備部、都市政策課長の柘屋でございます。私から第 1761 号議案について説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、スクリーンを使って説明いたしますので前方のスクリーンをご覧ください。委員の皆さまのお手元にも、参考資料で同じものを配布いたしております。本件は、員弁郡東員町のほぼ中央部から北部に位置する赤色の路線、北大社笹尾長深線を対象とした都市計画道路の変更でございます。

こちらは、北大社笹尾長深線の位置図でございます。画面では左側が北方向となっております。当該路線は東員町大木字北追野を起点として、三岐鉄道北勢線や国道 421 号を横断して北上し、西桑名ネオポリス内で折り返した後、再び国道 421 号や三岐鉄道北勢線を横断して南下いたしまして、員弁川を越えた先の南橋詰の同町大字長深字長宮を終点とする、延長が約 8500 メートルの幹線道路でございます。また、北大社笹尾長深線は東員町都市計画マスタープランにおいて、東員町内の拠点をつなぐ都市軸として位置付けられるもので、平成 4 年に決定をされております。

なお、終点の南方には平成 28 年 8 月に、東海環状自動車道東員インターチェンジが開設される予定となっております。

それでは、変更の理由、変更内容についてご説明させていただきます。主な変更内容では、現道を活用したルートへの変更で、これにともない延長が 8430 メートルから 8500 メートルへ変更となります。変更の理由は、インターチェンジへのアクセス性向上などの交通流動を促進することと、本都市計画道路の代替性を有している現道の一部を活用するためでございます。

それでは、位置図中、赤い四角で囲んである、そちらが変更箇所でございますので、これを拡大した図を用いて説明をさせていただきます。変更の内容は、黄色で示した部分が現在の線形ですが、①から②までの赤色で示したルートに今回変更するという内容でございます。

続きまして、周辺の状況を説明いたします。三岐鉄道北勢線の東員駅、こちらでございます。また、東員町役場がこちらでございます。画面右側、南方向が開設予定の東員インターチェンジ方面でございます。

なお、現在は現道として、一般県道桑名東員線がオレンジ色の経路で供用をされております。黄色の現行計画のうち、未整備となっている区間は東員駅構内を横断する位置にあるため、新たな立体交差道路を構築する必要があります。一方で、並行する変更案の区間では駅東側に既設の平面交差の踏切が存在し、列車の往来は少なく、頻繁に交通を遮断するものではないため、道路交通に大きく影響を与えないものでございます。

また、県道が並行する区間においては北勢線活性化計画の整備に基づく駅舎の統廃合にともない、県道の拡幅整備がなされたことにより現況の自動車交通に対応できておりますので、黄色の区間の代替性を有しております。

加えて、この県道の一部と連続する町道の部分も、既存交通に対応できる仕様となっております。なお、東員町役場付近の県道がクランクする区間は交差する道路と交通の流れが重複することにより、通勤時間帯の渋滞になる要因となっております。

これらのことから、県道等の一部区間が当該都市計画道路の代替性を有しているため、この区間に続けて町道以南の区間を整備し、②の箇所では県道桑名東員線に接続する計画に変更するというものでございます。

こちらが都市計画変更に係る説明会等や縦覧の結果と、東員町の意見聴取の結果でございます。

東員町主催で各自治体や地権者などへ説明をおこなったところ、変更について意見はございませんでした。縦覧を平成 28 年 4 月 12 日から 4 月 26 日までの間実施し、縦覧者が

1名、意見書の提出はございませんでした。東員町長からは平成28年5月31日付けで本県知事あて、異存のない旨の回答がございました。

以上でスクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書で説明をさせていただきます。まず議案書、1761の1ページが桑名都市計画道路の変更の計画書でございます。次に議案書、1761の2ページが新旧対照表、1761の3ページが理由書、次に1761の4ページが今回変更する位置の地図です。

次に、議案書1761の5ページが今回変更する区間の計画図でございます。最後に、1761の6ページが北大社笹尾長深線の標準断面図となっております。最後のページに戻りますが、先ほどスクリーンでご説明したものと同一内容となっております。

第1761号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

<服部委員>

すみません。

<朝日議長>

21番委員の服部委員、お願いいたします。

<服部委員>

質問申し上げたいと思いますが、この三岐鉄道の北勢線を横切るかたちで現道は整備されているということなんですが、踏切のところの整備状況、幅員等ですね、三岐鉄道に確認しておるのか、変更について意見無しということなんですが、その辺だけ確認したい次第です。

<朝日議長>

すみません、事務局のほうからお願いします。

<事務局>

踏切の部分なんですけども、車道2車線と片側に歩道が付いてございまして、歩道の幅は2メートルぐらいでございます。踏切の部分につきましては2車線と歩道が付いているという現状でございました。

<服部委員>

あと、全長何メートルくらいですか。

<事務局>

踏切の幅員ですか。車道が3メートルの2車線、6メートルですね。歩道幅が2メートルくらいですか。ですので、8メートルくらいの踏切の幅になっていたと思います。

<服部委員>

よく分かるんですが、この6メートルの下の方に2メートル、片側の歩道ということなんですけど、やはり交通の便、安全ということ考えると歩道の設置が必須じゃないかなと、両面に必要になってくるんじゃないかと思うんですが、それだけまたご確認をいただきたいというふうに思いますので。

<事務局>

分かりました、よろしく申し上げます。以上です。

<朝日議長>

他にご意見のほう、ございませんでしょうか。それではご意見のほうがないようですので、ご異議がありませんので、第1761号議案、桑名都市計画道路の変更については原案



が適切であると判断します。三重県知事に原案どおり答申いたします。

それでは第 1762 号議案、四日市都市計画道路の変更について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは第 1762 号議案、四日市都市計画道路の変更についてご説明いたします。

それでは、スクリーンを使ってご説明しますので、前方のスクリーンをご覧ください。委員の皆さまのお手元には、参考資料として配布いたしております。

本案件は四日市都市計画区域を縦断しております、赤色の路線、国道 1 号線を対象とした都市計画道路の変更案でございます。

こちらは国道 1 号線の位置図でございます。画面では上方が北方向でございます。当該路線は朝日町大字縄生字橋元を起点とし、四日市市采女町清水を終点とする延長約 1 万 9430 メートルの幹線道路でございます。

それでは変更内容、変更理由について説明いたします。主な変更内容は一部幅員および線形変更で、変更理由は自転車歩行車道の拡幅に併せてバス停車帯を整備する計画にともない、変更するということでございます。

それでは、変更箇所の詳細について赤い四角の範囲を拡大し、ご説明申し上げます。赤い丸で示した箇所が変更区間でございます。東側には平成 33 年度に国体を実施される予定である中央緑地があります。中央緑地では国体に向け、体育館やサッカー場などの整備が進められており、国体開催後も将来にわたって来場者の増加が見込まれることから、本区間について安全な自転車、歩行者空間の確保とバス停車帯の整備をするため拡幅を行うことが喫緊の課題となっております。

次に変更箇所の詳細について、さらに拡大した図を用いて説明をさせていただきます。画面変わりますして左側が北方向になります。黄色の区間が変更前、赤色の区間が変更後の線形でございます。変更区間は市道鹿化川右岸 2 号線から市道日永 10 号線の 490 メートルの区間で、標準幅員の構成を拡大して説明いたします。

標準幅員の構成は片側で中央帯 1.5 メートル、車線が 3.25 メートル、路肩が 0.75 メートル、歩道が 3.5 メートル、全部で 18.0 メートルでございます。バス停車帯の確保にともない、一部バス停付近の線形を中央緑地側へ変更しています。バス停付近の幅員構成を、右側でございますものを拡大して説明いたします。

バス停車帯付近の幅員は、標準幅員 18 メートルに対しまして 20.25 メートルと、2.25 メートル広がっております。バス停車帯は 3 メートルとなっておりますが、路肩部分の 0.75 メートルを取り込む幅員構成としておりますので、その差 2.25 メートルとなったものでございます。

次に、現地の状況を、写真に合わせてご説明をさせていただきます。今回変更する区間でございますが近隣に高等学校等がございますして、自転車、歩行者空間の需要が高く、また、バス路線であるにもかかわらずバス停車帯がないため、バス利用客が乗降する際に後続車両が滞留し交通渋滞の原因となっております。

中央緑地の反対側は、現国道 1 号線の歩道、店舗が立地しており、自転車、歩行者空間を確保すると片側の車道をバスが塞ぐというかたちになっています。

以上の理由によりまして、国道 1 号線の計画変更を行うことにより周辺環境との調和を図り、より安全で円滑な交通機能を図るというものでございます。

こちらは、都市計画変更にかかる説明会等や縦覧の結果と、四日市市の意見聴取でございます。三重河川国道事務所主催で日永地区連合自治会に説明を行ったところ、変更についての意見はございませんでした。縦覧については平成 28 年 6 月 3 日から 6 月 17 日まで

の間実施いたしまして、縦覧者および意見書の提出はございませんでした。四日市市長からは平成 28 年 7 月 14 日づけで、本県知事あて、異存ない旨の回答がありました。

以上でスクリーンを用いた説明は終わりました、引き続きお手元の議案書をご覧ください。

まず、議案書 1762 の 1 ページは四日市都市計画道路の変更の計画書です。次に議案書 1762 の 2 ページが新旧対照表でございます。次に議案書 1762 の 3 ページが理由書。1762 の 4 ページが今回変更する箇所的位置図でございます。次に、1762 の 5 ページが今回変更する区間の計画図でございます。最後に議案書 1762 の 6 ページが、国道 1 号線の標準横断図でございます。最後のページに戻りまして、先ほどスクリーンで説明したものと同一内容となっております。

第 1762 号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますように、お願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

(意見なしの声あり)

ご意見が無いようですので原案が適切であると判断することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議がありませんので、第 1762 号議案、四日市都市計画道路の変更についての原案は適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

次に、第 1763 号議案、亀山都市計画道路の変更、1764 号議案、津都市計画道路の変更について、併せて事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、引き続き説明をさせていただきます。第 1763 号議案、亀山都市計画道路の変更と、第 1764 号議案、津都市計画道路の変更について一括して説明をさせていただきます。この 2 つの議案につきましては、津市内の都市計画道路の見直しにかかるものですが、亀山都市計画区域の中に旧芸濃町が含まれているため、一括して説明をさせていただきますのでございます。それでは、スクリーンを使って説明をいたしますのでよろしくお願い致します。

それでは、それぞれの議案の説明に入る前に、今回津市において実施されました都市計画道路の見直しの概要について説明いたします。

まず、見直しに至った背景について説明いたします。都市計画道路の多くは戦後の高度経済成長期の市街地の拡大、人口増加、増大する自動車交通など、都市の成長拡大を前提に計画してきたものでございます。しかし近年では人口減少時代の到来等、道路整備を取り巻く社会情勢も大きく変化いたしました。

津市においても昭和 40 年から 50 年ごろに計画されたものの、未だ整備が進まないまま都市計画道路が数多く残された状況にあります。画面右側に、津市の都市計画道路の整備状況を示しておりますが、津市の都市計画道路は全部で 69 路線、総延長は約 220 キロメートルのうち、円グラフにございますように約 49.9%が未整備もしくは暫定供用の状態となっています。そこで、津市において平成 19 年 3 月に本県が策定した都市計画道路の見直しガイドライン、これに基づきまして、20 年以上の長期にわたって具体的な整備が進められていない都市計画道路を対象に、見直しが行われました。

見直しにあたっては、広域的な観点から機能を有するかの検証が行われるとともに、機

能を代替できる路線、区間の存在があるかどうかなどを検証するなど、様々な評価の視点に基づき検討が行われました。評価結果が廃止となった場合は、周辺への交通影響を確認することとしております。

ここでは、別に配布いたしております A3 のホチキス留めの図面と合わせてご覧いただきたいと思っております。資料 1 をお願いいたします。津市では県ガイドラインに従い、この A3 版の資料の資料 1、都市計画道路の見直し対象路線図に示された、長期未整備の都市計画道路で、これは 38 路線、48 区間を対象に評価を行い、13 区間の廃止または一部区間廃止を結論づけております。その内訳というのが県道等ということで、三重県において都市計画決定すべきものが 6 区間、津市において決定するものが 7 区間というふうになっております。本日は三重県決定の 6 区間についてご審議をいただきたいと思っておりますが、その内訳をまずスライドで示させていただきます。

こちらでも別に配布しております A3 の今度は資料 2 のところです。都市計画道路廃止箇所一覧図でございます。廃止の区間だけを抜き出したものですが、このうち赤色が県決定にかかる、青色が市決定にかかるものという分け方となっております。

この辺りはまず、全区間を廃止する路線ですが 2 区間ございます。亀山都市計画区域内の安西亀山線、左の上のほうでございます。津都市計画区域の東出須ヶ瀬線、この 2 つが全区間廃止ということでございます。

そして一部区間を廃止する路線が 4 区間ございまして、豊里久居線の一部、それから津駅見当山線の一部、安東贅崎線の一部、津港殿村線の一部でございます。

今回の 2 つの議案で三重県決定にかかる廃止または一部区間廃止について、スクリーンを使って説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案のほうに戻りまして、まず第 1763 号、亀山都市計画道路の変更について説明を申し上げます。ここからは A3 版のホチキス留めの、資料 3 をご覧いただきたいと思っております。A3 版資料、都市計画道路変更箇所一覧図で、番号がふつてあると思っておりますが、①の路線、左上のほうになります。安西亀山線についてご説明いたします。安西亀山線は、こちらの丸で囲ってある部分でございます。旧芸濃町地内ということになります。

次に変更内容、変更理由を説明いたします。変更の内容は芸濃町椋本の、延長 1420 メートルの区間廃止ということでございます。廃止する理由は都市計画道路の見直しにより、整備の必要性が低いと判断したということでございます。のちほど図面をご覧いただきながら、詳細な理由を説明させていただきます。

まず位置図をご覧いただきます。画面上が北方向、下が南方向でございます。路線としては津市役所芸濃総合庁舎西側に位置し、芸濃町椋本から主要地方道津関線を横切り、亀山市方面へ南北へ抜ける区間となります。

こちらが廃止区間の周辺の道路状況を表した図面でございます。安西亀山線の廃止の理由について説明いたします。安西亀山線周辺の都市計画道路の状況でございますが、安西亀山線を挟むようなかたちで、都市計画道路椋本安西線および椋本環状 1 号線が、それぞれ都市化計画決定をされております。

この椋本安西線は 2 車線両側歩道で整備がされておりました。椋本環状 1 号線は椋本安西線の交差点から主要地方道亀山白山線までの区間について、2 車線片側歩道で整備がされております。将来的には椋本環状 1 号線の残り区間の整備によって、通過交通への対応が十分に可能であるというふうに考えられます。

また現状の状況でございますが、主要地方道亀山白山線や、市道芸濃中学校線等の整備状況は写真のとおりでございます。これらの現道は一部 2 車線が確保されていない区間や歩道が無い区間もございまして、沿線住民の方々の生活道路としての機能は確保されてい

るというふうに考えております。

以上の理由により、安西亀山線の整備の必要性が低いと判断し、廃止ということにしています。都市計画変更にかかる縦覧結果と津市の意見聴取でございます。縦覧を平成 28 年 5 月 2 日から 5 月 16 日までの間に実施しまして、縦覧者は 1 名、意見書の提出はございませんでした。地元との調整につきましては平成 26 年 8 月 1 日から 9 月 1 日にかけて、都市計画道路の見直し素案に対する意見聴取を募集し、平成 26 年 12 月 1 日、住民説明会を開催し、津市長からは平成 28 年 6 月 2 日づけで本県知事あて異存ないという旨の回答がございました。

ここで安西亀山線のスクリーンを使った説明を終わらせていただきますが、議案書についても説明します。

議案書の 1763 の 1 ページは亀山都市計画道路変更の計画書でございます。次に議案書 1763 の 2 ページが新旧対照表、1763 の 3 ページが理由書、1763 の 4 ページが今回変更する箇所的位置図でございます。最後に議案書 1763 の 5 ページが今回変更する区間の参考図でございます。

以上で第 1763 号議案、亀山都市計画道路の変更の説明を終わらせていただきまして、続いて第 1764 号議案、津市都市計画道路の変更の説明に入らせていただきます。

それでは、引き続きスクリーンを使って説明をさせていただきます。津都市計画道路の変更についてでございます。なお、第 1764 号議案では全部で 11 の路線の変更がございます。廃止または一部廃止にかかる区間、先ほど申し上げた部分ですが、こちらの他に現場と計画の不整合等をこの際、修正するという変更も含まれております。

効率よく説明をさせていただくために、最初に廃止または変更にかかる 6 区間の説明をさせていただきます、その後でその他の修正箇所の説明をさせていただきたいと思っております。議案書の記載順と少し異なりますがスクリーンでもって説明をいたしますので、あらかじめご了承くださいたいと思っております。

それでは、廃止または一部区間廃止と位置付けられた各区間の都市計画変更について、説明に入らせていただきます。ここからは別にまた配布しております、A3 のホチキス留めの資料 3 をご参照いただきながらお願いします。A3 版の資料 3、都市計画道路変更箇所一覧図の中で、③と⑩、豊里八町線と半田久居線でございます。豊里八町線と半田久居線の、これは元の路線でございます豊里久居線、こちらが今、線で囲まれているところがございます。こちらは津市大里睦合町から津市久居藤ヶ丘町までの区間となっております。この豊里久居線の途中、一部区間が廃止となりますので 2 路線に分割された北側が豊里八町線、南側が半田久居線ということになります。

それでは、次に変更の内容、変更理由を説明いたします。豊里八町線の変更の内容は、一部の区間を廃止して路線を分割することで、延長が 12460 メートルから 8610 メートルになること、そして分割により終点の位置が変わって、終点が久居藤ヶ丘町から八町に変わるということです。また終点が変更となりますので、路線の名称は豊里久居線から豊里八町線というふうに変更となります。

同様に半田久居線の変更の内容は、一部区間を廃止して路線を分割することで、延長が 12460 メートルから 2610 メートルになること、そして分割により起点の位置が変わり、起点が大里睦合町から半田になるということです。また、起点の変更に伴い同様に路線名称も半田久居線となります。一部区間を廃止する理由は、都市計画道路の見直しにより整備の必要性が低いと判断したためでございます。詳細な変更の理由は、のちほど説明をさせていただきます。

まず、位置図をご覧くださいたいと思っております。画面の上が北方向でございます。路線と

してはJR紀勢本線や近鉄名古屋線の西側に位置し、津市を南北方向に縦断する区間でございます。変更前の豊里久居線の途中、津市新町から津市半田までの区間を廃止し、分割された北側の部分が豊里八町線、南側の部分が半田久居線になります。

こちらが廃止する区間周辺の道路状況を表した図面でございます。津市八町から津市半田までの区間を廃止する理由を説明いたします。当該区間は津市市街地を迂回する交通の処理を目的として計画されておりますが、並行する県道津久居線が代替道路として交通処理機能を有している。このため、廃止とするものでございます。以上で、この路線に関する説明を終わります。

次に、A3の資料3、④の路線、津駅一身田上津部田線について説明をいたします。津駅一身田上津部田線はこちらの線で囲まれた位置でございます。津市河辺町付近の箇所が変更の箇所となります。変更内容、変更理由を説明いたします。変更の内容は、一部区間を廃止することで延長が4370メートルから1850メートルとなること、一部区間の廃止により終点の位置が河辺町から一身田上津部田に変わることでございます。また終点の変更に伴い、路線の名称は津駅見当山線から津駅一身田上津部田線に変わります。

一部区間を廃止する理由は、都市計画道路の見直しにより、整備の必要性が低いと判断した区間を廃止するためということでございます。のちほど図面をご覧くださいながら、理由を説明いたします。まず、位置図をご覧くださいと思います。路線としては津駅西側から主要地方道津関線と、県立津東高等学校などの間を抜けるかたちで、見当山を通過し河辺町に至る区間でございます。一部廃止する区間は画面中央、ピンク色で囲まれた部分でございます。

こちらが一部廃止する区間周辺の道路状況を表した図面で、上側が北方向でございます。赤色の部分は一身田上津部田から河辺町までの区間を示しております。赤線の実線で示された一部区間はすでに整備済みであり、加えて重複する主要地方道久居河芸線と津関線などで、河辺町から一身田または津駅方面の自動車交通に対応できるというふうに考えられますので、整備の必要性は低いということで廃止をするものです。以上で、この路線に関する説明を終わります。

次にA3資料3の⑤です。河辺町贅崎線について説明いたします。河辺町贅崎線はこちらの線で囲まれた位置で、河辺町地内の箇所が変更となります。次に変更内容、変更理由を説明いたします。

変更の内容は、一部区間を廃止することで延長が5500メートルから5150メートルになることと、起点の位置の変更でございます。また起点の変更に伴い、路線の名称は安東贅崎線から河辺町贅崎線に変更となります。一部区間を廃止する理由は、都市計画道路の見直しにより整備の必要性が低いと判断した区間を廃止するためでございます。のちほど図面をご覧くださいながら、詳細な理由を説明いたします。

まず、位置図をご覧ください。路線としては県庁や県立津商業高等学校などの南側に位置し、津市中心部から津市西部の国道23号中勢バイパス方面へ東西へ抜ける区間でございます。一部廃止する区間は画面中央、ピンク色で囲まれた部分でございます。こちらが一部廃止する区間周辺の道路状況を示した図面でございます。変更内容の路線の起点部分である河辺町地内の区間につきましては市街化調整区域にあり、今後、住宅団地等の開発の見込みが小さいというふうに考えられるため、同区間を廃止するものであります。以上でこの区間に関する説明を終わります。

次に資料3で⑩の路線、東丸之内殿村線についてご説明をいたします。東丸之内殿村線はこちらの線で囲まれた位置で、津市港町地内の箇所が変更となります。次に変更内容、変更理由を説明します。変更の内容は、一部の区間を廃止することで延長が5100メート

ルから 4520 メートルになることと、一部区間廃止により起点の位置が港町から東丸之内へ変わることとございます。また、起点の変更に伴い、路線の名称は津港殿村線から東丸之内殿村線というふうになります。

一部区間の廃止の理由につきましては、都市計画道路の見直しにより、整備の必要性が低いと判断した区間を廃止することとございます。のちほど図面をご覧くださいながら理由を説明いたします。

まず、位置図をご覧ください。路線としては津市東丸之内から津新町駅方面へ東西に抜ける区間となります。一部廃止する区間は画面右側、ピンク色で囲まれた部分でございます。これが起点側ということです。こちらが一部廃止する区間の道路状況を表した図面でございます。津港殿村線の一部区間の廃止理由を説明いたします。当該区間は周辺地域内の交通処理への対応が主で、2 車線の道路ではないものの、並行して走る県道津港線が沿線住民の生活道路として周辺道路のアクセスに対応できているということから、整備の必要性は低いというふうと考えられるため廃止としました。なお、通過交通への対応につきましては北側でございます津市道、通称フェニックス道路といわれるものにより対応が可能です。以上でこの路線に関する説明を終わります。

次に A3 版の資料 3、⑫の路線、東出須ヶ瀬線についてご説明いたします。東出須ヶ瀬線はこちらの丸で囲まれた区間でございます。これは津市久居元町に位置し、変更内容、変更理由を説明いたします。変更の内容は津市久居元町の延長 740 メートルの区間の廃止でございます。

廃止する理由は、計画決定された幅員による整備の必要性が低いというふう判断したためでございます。のちほど、図面をご覧くださいながら詳細を説明いたします。まず位置図をご覧ください。路線としては久居駅の南側に位置し、久居元町から松阪市方面へ南北に抜ける区間となります。こちらが廃止区間周辺の道路状況を示した図面でございます。東出須ヶ瀬線の廃止理由を説明いたします。当該路線の過半の区間は市街化調整区域にございまして、2 車線片側歩道の整備がなされています。今後の住宅団地の開発の見込みが小さく、都市計画決定された両側歩道整備の必要性が低いため廃止としました。以上でこの路線の説明は終わります。廃止、または、一部区間廃止と結論付けられた区間の説明は、これで終わりでございます。

次に、A3 版の資料 3 で⑧の路線、風早小森線について説明をいたします。廃止または一部区間の廃止に関連する変更の箇所ということとございます。変更箇所は、こちらの丸で囲まれた位置でございます。

次に変更内容、変更理由を説明いたします。変更の内容は、終点部分の隅切りを除外する区域の変更ということとございます。風早小森線と交差する路線、新家垂水線が津市の都市計画変更決定により区間の廃止とされたことに伴いまして、風早小森線も終点の南側交差点の隅切り部分を区域から除外するという内容でございます。

図面をご覧くださいと思います。こちらが位置図でございます。路線としては国道 23 号中勢バイパスの西側、国道 165 号の南側に位置する区間でございます。画面中央下側、丸で囲まれた部分が変更箇所でございます。

それでは、この部分の詳細な図面をご覧くださいと思います。津市が都市計画変更決定する都市計画道路、新家垂水線と T 字で交差するかたちで都市計画決定をいたしました。水色点線で示している部分が廃止されることに伴いまして、不要となる交差点の隅切り部分を都市計画道路の区域から除外するもの。さらに、変更部分を拡大したものがこちらでございます。黄色で着色された部分を除外するという内容でございます。以上で、この路線に関する説明を終わります。

ここまでで、津市による都市計画道路の見直しにともなう廃止または一部区間を廃止した各路線の都市計画変更と、これにともなう変更についてご説明をさせていただきました。ここからは整備後の、道路整備に合わせて区域を変更する都市計画変更について、ご説明を申し上げます。

まず、A3の資料3、②の阿漕浦野田線について説明をいたします。変更箇所は画面中央の丸で囲んだ箇所でございます。次に、変更内容、変更理由をご説明いたします。変更の内容は、終点の交差点の整備にともなう終点位置と延長が変わるということでございます。変更する理由は、都市計画決定した道路線形と整備後の道路線形が一致しない区間について、整備後の道路線形に合わせて区域を変更するというところでございます。

次に、図面をご覧いただきたいと思っております。こちらが、変更箇所を拡大した図面でございます。図の黄色の帯状に着色されたところは当初の都市計画決定の線でございます。決定当初はこの紫色の線に接続する路線が整備される予定でしたが、実際にはこちらの青色の線のように道路の整備が行われましたので、接続部分の赤色の帯状に着色された部分のとおり、整備後の道路線形に合わせて今回変更するというものでございます。この路線に関する説明は、以上でございます。

最後に、その他の変更箇所をまとめて説明をいたしたいと思っております。画面に出ているとおりでございますが、変更の箇所は丸や線で囲まれた部分でございます。これらの部分は廃止や大きな路線部分の変更をともなうものではなく、整備後の現地の状況に合わせて区域を微修正するというものでございます。

類似の案件でございますので、この内の2箇所の代表的な事例によって説明に代えさせていただきますいただきたいと思っております。まず、河辺町贅崎線の事例によって説明をいたします。図の黄色の帯状に着色された部分が当初の都市計画決定の区域です。河川橋に続く部分については当初、盛土による整備を計画していたところ、実際は跨線橋で整備が行われました。そのため、盛土の部分が不要になったことからこの部分を都市計画道路の区域から除外して、赤色の帯状の着色された部分のとおり整備後の道路線形に合わせて変更するというものでございます。

続いてもうひとつが、伊倉津香良洲線の事例において説明をさせていただきます。図の右側、左に黄色の着色ある部分が当初の都市計画決定の線でしたが、実際には赤色の帯状で着色された部分のように道路の整備が行われましたので、これも整備後の線形に合わせて区域を変更するというものでございます。これら2つの代表事例で説明をさせていただきましたとおり、整備後の現場と都市計画決定のずれを、この際に修正するというものでございます。

それでは最後に、都市計画変更にかかる縦覧の結果と津市の意見聴取について説明します。縦覧につきましては、平成28年5月2日から5月16日までの間で実施しまして、縦覧者4名、意見書の提出はありませんでした。

地元との調整につきましては、平成26年8月1日から9月1日にかけて、都市計画道路の見直し素案に対する意見募集を実施のうえ、平成26年10月30日から平成26年11月25日にかけて、6地区において住民説明会の開催をしたところでございます。津市長からは平成28年6月2日づけで本件知事あてに異存ない旨の回答がでございます。

これでスクリーンを用いた説明は終わりました。議案書について説明します。議案書1764の1ページから1764の3ページまでが津都市計画道路の変更の計画書、1764の4ページから1764の6ページまでが新旧対照表、1764の7ページが理由書、1764の8ページから1764の39ページまでが今回変更する箇所の位置図、今回変更する区間の計画図および参考図でございます。

以上、2議案を続けてではありましたが、第1763号議案、亀山都市計画道路の変更、および1764号議案、津都市計画道路の変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。17番委員の芳野委員、お願いいたします。

<芳野委員>

阿漕浦野田線の線形変更について質問なんですけど、この議案書の1764の9ページによりますと、この路線、元々説明があった、紫の線から青の線に変更があるというふうな説明でしたけど、もうすでに既存の道路は完成していてそこに接続をした、ということなのかというのが一点と、そうであればこの西側を通る道路を、実際の設計が変更になってすぐにこの道路線形の整理をせずに、このタイミングになったのはなぜなのかというような、経緯をお聞かせいただけますか。

<朝日議長>

事務局のほう、お願いいたします。

<事務局>

都市計画事業で整備は実際されておられませんでして、一般道路事業でされていまして、道路の事業の中で設計して、もともと決定された都市計画で現場を進めると現場の中で地元の関係も進みにくいというお話もありまして、最終的に都市計画の位置を、最終的には無視していますが、少し実際の現場の事情に合わせたかたちで整備をおこないまして、今、実際、都市計画をきちんとチェックしましたところ位置がずれてましたので、都市計画の設定してきた線は規制がかかっているところですので、その規制を解消していきたいという思いで、今回この出来上がりの線に合わせていただくかたちだということでございます。

<朝日議長>

芳野委員、お願いします。

<芳野委員>

今、画面では青色の接続道路の完成はいつになるんですか。

<事務局>

もう完成しております。

<芳野委員>

いつ完成したんですか。

<事務局>

年度は申し訳ないんですが、整備してからだいぶ経ってきております。

<朝日議長>

はい、芳野委員。

<芳野委員>

そうすると、かなり前に完成はして、今回の見直しの中でこれは不具合が生じるなということで変更してもらっているんですか。

<事務局>

そうでございます。

<芳野委員>

分かりました。

<朝日議長>

それでは2番委員の村山委員、お願いいたします。



<村山委員>

豊里久居線についてお伺いします。廃止区間の提案がございまして、これについては明確な理由があるということで分かりましたが、結果として廃止区間の南北で都市計画道路の変更がされています。その南に続く半田久居線も必ずしも都市計画道路として整備しなくても道路ネットワークとしては機能すると思うんですが、南側の半田久居線を廃止しない理由、つまり都市計画道路として整備する必要があるという理由をお聞かせいただけないでしょうか。

<朝日議長>

事務局のほう、お願いします。

<事務局>

この南側は津の都市計画道路全体で、道路ネットワーク全体で交通量推計を調べまして、今回、ここの廃止する区間については将来交通量、平成 42 年の将来交通量は数百台から 1000 台が見込まれてまして、先ほど説明させてもらったとおり代替道路、津久居線とかですね、その横を走っている都市計画道路などで十分対応できるということなんですけども、こちらの半田久居線、南側の半田久居線については、平成 42 年の将来交通量は 1 日あたり約 5600 から 6600 台という想定をされておりますので、これにつきましては今、未整備区間がございましてそれだけの交通量が通るということで、ここは存続とさせていただきます。あと、ここの下には代替道路がございませんで、この整備を通じて全体の交通量をさばくということで考えております。

<朝日議長>

村山委員、お願いします。

<村山委員>

平成 42 年、将来交通量の予測で検討されているんですが、そのときの検討はこの半田久居線の西側沿いの都市計画道路のネットワークが、図面には映ってないんですが手元の資料 2 を見ますと、点線で半田久居線のほうから西側のほうに向けて都市計画道路の未整備の区間があり、このエリアの将来の開発を前提としているのか。それとも現在の土地利用の状況に基づいて、交通量を想定しているのか。

<事務局>

これは西側の線なんですけども、上浜本町線っていう都市計画道路なんですけども、これにつきましては一部まだできていない所もございまして、最終的にはこの、今回議案にさせてもらった横にも、ここは未整備区間なんですけども、ここも 20 年後には出来上がっている想定で、全体のネットワークで計算しております。

<村山委員>

ありがとうございました。

<事務局>

今、こちらには道路はこれしかないんで、これを入れると全体のネットワークとしては対応できるというふうな推計になっております。

<村山委員>

分かりました。それは土地利用と交通量推計の関係についてはどうなってるんでしょうか。ですから、平成 42 年までに周辺辺りが開発されるという想定で交通量を見積もっているのか、それとも現在の土地利用でだいたい現在の人口密度であるということを前提として。

<事務局>

今の計画では、現在の土地利用です。

<村山委員>

現在の、分かりました。ありがとうございます。

<朝日議長>

他にご質問等ございませんでしょうか。ではいくつかご意見、ご質問いただきましたけれども、問題となるような点はありませんでしたので原案は適切であると判断したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議がありませんので第 1763 号議案、亀山都市計画道路の変更。第 1764 号議案、津都市計画道路の変更については原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

次に第 1765 号議案、三重県景観計画の変更について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

景観まちづくり課の木谷と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

それでは引き続きまして、第 1765 号議案、三重県景観計画の変更についてご説明を申し上げます。

まず議案書の 1765 の 2 ページをご覧ください。パワーポイントの説明に入ります前にまず、三重県景観計画について簡単にご説明をさせていただきます。三重県におきましては平成 16 年に公布されました景観法、ならびに三重県景観づくり条例にもとづきまして平成 20 年 4 月 1 日から三重県景観計画を運用しております。具体的な内容といたしましては、建築、あるいは工作物の設置、開発行為等をおこなう際、特に大規模な工事をおこなう際には景観計画にもとづいて事前に届出をいただく、というような届出制度を運用しております。

なお、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、伊勢市、志摩市の 9 市は景観行政団体になっていただいております、独自の市の景観計画をお持ちです。このことから、これらの 9 市は今回お諮りする三重県景観計画の対象区域外となっておりますので、その点だけはあらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

また今回、景観計画について当都市計画審議会にお諮りする根拠でございますけれども、景観法第 9 条におきまして、景観行政団体は景観計画を定めようとするときは都市計画区域、または準都市計画区域にかかる部分についてあらかじめ、都市計画審議会のご意見をたまわるということが規定されております。今回は変更ということでございます、変更につきましても同条第 8 項におきまして準用するという規定でございます。よろしく願いいたします。

それでは、前のスライドを使いまして詳細にご説明いたします。大きく 2 点、背景と取組について、その次に具体的な計画変更案についてご説明をいたします。背景でございますが、平成 24 年 7 月より太陽光発電施設をはじめ、風力発電施設等々が急速に普及してまいりました。このような中、全国的な課題といたしまして景観への影響を懸念する声が高まってきております。現に景観が悪化したというような話も聞いております。このことから景観計画等による規制誘導の必要性が全国で叫ばれているというような状況でございます。このような中、三重県では、三重県景観計画による届出制度を運用しておりますけれども、太陽光発電施設につきましても届出の対象となる工作物として現在、明確な位置づけはしていません。まず、こういった状況でございます。

次に、三重県における太陽光発電施設の認定状況、および導入の状況について簡単に説明いたします。平成 24 年 7 月から始まりました固定価格買取制度は導入率としては 30 パーセント強というような状況です。このことから今後もさらに導入が進んでいくであろうということが想定されます。一方、三重県における再生エネルギーの導入の長期目標です

けれども、この28年3月に三重県は新エネルギービジョンを公表いたしました。この中で、現状では64万キロワット程度ですけれども、これを平成42年度には220万キロワット程度にまで、徐々に増やしていきたいという目標が掲げられています。

次に、国の動向でございます。国土交通省におきましては平成26年6月から7回、「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」を開催しまして、この中で景観法制定から約10年経ちますけれども10年前から社会情勢も変わった、あるいは新たな問題が出てきたというようなことで、今後の景観法運用にあたりまして新たな施策展開が必要ではないかと議論が重ねられてきました。昨年7月には、この懇談会から報告書が発表されまして、その中のひとつの項目といたしまして、新たな工作物に対する景観マネジメントが必要であるということが提案されました。具体的には、太陽光発電施設などについて先行事例を参考にし、地域の実情に応じて、適切に対応を図ることが重要であるという内容の提言があったと、こういったことでございます。

では、先行事例というのはどういうことかと言いますと、具体的にいくつか挙げさせてもらいますけれども、景観計画等において規制誘導している例をご紹介します。一般地域、広域景観形成推進地域など書いてありますけれども、これは、一般的な地域と、特に重要な文化財等々があるような、言わば重点的に景観を守ろうと位置付けた地域ということです。この表が全国的な取組になります。今回、三重県景観計画については三重県全域、先ほどの9市をのぞく三重県全域を対象としておりますので、一般地域というところを参考にさせていただきたいと思っております。

具体的にこの線を引いたところなんですけれども、各道県では、太陽光発電施設等々、おおむね高さ13m、面積1000平方メートル、北海道はちょっと大きいですが、これ以上の規模のものを届出の対象としているところが結構多くございます。

続きまして、県内の状況です。先ほど申し上げました9市の事例ですけれども、桑名市につきましては太陽光発電施設を明記しておりますが、四日市市以降はカテゴリーは若干違いますけれども、それぞれ太陽光発電施設を届出対象としております。

届出対象規模については以上のおりです。ここで参考までに資料を用意しております。

製品によって異なるんですけどもおおむね家庭用で使用される発電、家庭用は5キロワット程度ということですが、5キロワットで概ね40平方メートルになるというような計算です。1000平方メートルですと125キロワットでございます。これで換算しますと、認定制度が始まって以来ですね、3年間で、いわゆる家庭で余った電力は買い取っていただけるといようなものなんですけれども、これは10キロワット未満。実績は3600件程度。これは導入済みです。また、10キロワット以上、これは事業用で基本的には売電専用ですが、これが大体2500件程度ということでした。先ほど紹介した各道県では大体1000平方メートルということで、先ほど参考に説明したとおり125キロワットですね。ここで内訳を見ていきますと、おおむねそれより小さいやつがほぼ9割5分くらい。1000平方メートル以上のものとしては割合的には大体6パーセント程度というかたちになっておるのかと思っております。これは実績ですが、割合的には今後の導入につきましてもそれほど大きな割合の変化はないというふうに考えています。

続きまして、県庁内の動向でございます。農林部局ですけれども、まず自然環境保全条例施行規則です。これは、溜池等に浮かぶフロート式のパネル、あるいは土地の造成をともしない、すでに整地されたところにパネルを並べるだけというような、こういうことについてはこれまで届出の対象となっておりませんでしたけれども、こういったことにつきましても一定の動植物への影響が考えられるのではないかということから、この3月をもちまして一部変更し、これらについても届出が必要なものとして追加をしたというよう

なことをございます。

同じく農林部局ですけれども、県立自然公園条例施行規則です。これも3月から改正してございます。これは昨年の5月、環境省におきまして自然公園法施行規則、これは国立公園、国定公園の普通地域における太陽光発電施設について、1000平方メートルを超えるものを届出の対象とした、ということ踏まえまして、この3月に三重県立自然公園につきましても同様の基準で届出をしていただく、というような改正がなされました。

最後に、環境影響評価についてです。これについては従来20ヘクタール以上の造成については環境アセスが必要でしたけれども、今回、10ヘクタール以上の造成についても簡易的なアセスメントが必要である、というようなことで追加がなされました。これにつきましては、今後9月1日から施行されるという予定でございます。

以上のように、固定価格買取制度の開始以降、施設の導入が3割程度であるということであるとか、国、他県、県内9市、あるいは県庁内の各部局、こういったところで太陽光発電施設にかかる取組がどんどん進められているというような状況をふまえて、景観まちづくり課におきましても今回、三重県景観計画を変更し、地域の特性や周辺景観に配慮された整備がなされるように届出対象行為に太陽光発電施設を追加していきたいというようなことをございます。

では、どのような基準で審査するのかということなんですけれども、具体的な審査基準につきましては別途ガイドラインというものを検討中ございます。具体的にはパネルの色彩をできるだけ彩度の低い鮮やかでない色を使っていたきたい、あるいは反射光なんかも問題にあがっておりますので、反射の少ない素材を採用してほしい、こういったことでもありますとか、山間部でしたら緑化等、目隠し効果のあるようなことをしてくださいといったことを、今回考えているところございます。

具体的な変更案ございますが、議案の1765の3ページ以降にも載せておりますけど、もうちょっと分かりやすくまとめさせていただきました。工作物につきましては、現在1番から10番まで基準ございます。それぞれ大規模なものを対象としております。高さ13メートルであるとか1000平方メートルといったものを対象としておりますけども、11番の項目としまして太陽光発電施設を追加したいということございます。なお、他県の状況等々ございますけれども、まずは現在運用している三重県の景観計画におきまして13メートル、1000平方メートル、こういった基準でやっておりますので、まずは同じ基準で、他の工作物とのバランスも考えまして、まずはこの規模でやっていきたいということございます。

太陽光発電施設に係る主な今回の改正部分は以上ございますが、今回、計画変更をするということで、合わせまして空き家等対策の推進に関する特別措置法が昨年の2月に施行されていますが、これをふまえて景観計画での文言の追加というのも今回合わせて行いたいというふうに考えております。具体的には、特別措置法の中で、空き家対策は市町村の業務であるということが明記されました。なお、各都道府県におきましてはその市町村の業務を側面的に支援する、あるいは技術的な支援をするということがこの法律の中で書かれております。空き家につきましては景観であるとか防犯であるとか衛生とか、いろいろな側面ございますけれども、景観に関しましては、市町村がこれは空き家だと判断する基準は何かというところが書かれておるんですけれども、具体的には、例えば各自治体の景観計画に定める基準等を活用しながら、その建物が空き家かどうか、特定空き家に該当するかどうか判断しなさいということが書かれておりますので、今回、三重県景観計画も市町村がこれを判断するためのひとつのお手伝いのツールとしていただきたいという気持ちもこめまして、県の推進方策の中に4つ目の項目として市町村を支援します、という言

葉を明記するという事です。これは積極的に県庁にお問い合わせいただきたいという意味も込めまして、こういう情報を追加していきたいというふうに考えております。

改正のご説明は以上でございます。最後に、今後のスケジュールについてですが、本日の都市計画審議会でご意見をちょうだいしまして、来月あたりから9市を除く関係市町にもご意見をお聴きする機会をもうけ、最終的に10月に開催する景観審議会に諮らせていただいて、景観計画の告示、周知期間をもうけて来年4月から運用していきたいというふうに考えています。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

(意見なしの声あり)

ご意見がないようですので、原案が適切であると判断することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議がありませんので第1765号議案、三重県景観計画の変更については原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

それでは、第1766号議案、三重県地震津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、都市政策課長、枡屋から説明をさせていただきます。第1766号議案、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定について、でございます。この審議案件につきましては平成26年8月5日に開催をいたしました、第176回三重県都市計画審議会に諮問をいたしました案件でございます。この件につきましては、これまでに審議会の予備審議機関として、三重県地震・津波対策都市計画指針策定に関する小委員会で議論を重ねていただきまして、調査審議をお願いした案件でございます。

三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針といたしまして、平成28年3月、この審議会におきまして最終案をご審議いただいたところでございます。審議の経緯についてのちほど申し上げますが、確認を兼ねまして指針のポイントのみ簡単に説明をさせていただきます。

指針の概要についてですが、特徴のあるポイントが3点ございます。

まず1番目、目標と取組期間でございます。安全で快適な都市づくりを実現するには長期間、おおむね50年と想定しています。短期というのは10年程度を想定していますが、この間に施設整備等による人命を守るための施策を最優先に実施し、中期、20年くらいの間で地震・津波被害の低減に向けた施策を実施するという、期間のポイントでございます。

そして、ポイントの2番目として土地利用検討区域の設定ということでございます。土地利用の考え方といたしましては、地震・津波リスクの低い場所で市街地を形成することが基本となっておりますが、本県では多くの市街地が津波浸水想定範囲内に位置しているということなどから、リスクの程度を明らかにし、将来にわたり都市の存続に不可欠な駅や庁舎等の配置を勘案して、土地利用の規制等を優先的に実施していく、これを土地利用検討区域として設定するというところでございます。

それから、都市構造の再編シナリオというところでございます。一方は先ほどの現状および将来構想から、土地利用検討区域内にある居住系、公共系施設を区域外、安全な区域へ移転することが可能か。移転が可能な場合は、既成の市街地へ集約する余地があるのか。

それらを考慮して、都市構造の再編シナリオを検討するということでございます。

本指針では、3つの再編シナリオを示しております。集約型シナリオ、これは土地利用検討区域外の既成の市街地に居住系、公共系の施設を集約して移転する施策。そして移転型シナリオ。これは土地利用検討区域外で市街地を拡大して、居住系、公共系施設を移転するというものです。そしてもうひとつが、現状維持型シナリオ。既成市街地の大幅な再編は行わずに、土地利用検討区域内で建築物の構造の強化等を行ってそのまま居住する。というような、3つのかたちでございます。この3つのポイントについて、この指針で取り組ませていただきたいと思います。

平成26年8月以降、約2年近くにわたりまして、この審議会の中の小委員会においてその内容について継続して議論をしていただきまして、その間、本審議会において平成26年12月、平成27年10月、そして12月に経過の説明をさせていただいております。そして平成28年3月には、最終案として取りまとめたものを本審議会に報告をさせていただいて、ご了承いただいたところでございます。そのあと、事務局のほうでこの4月から5月にかけて、この最終案のパブリックコメントの募集をいたしました。

パブリックコメントの結果について、報告をいたします。パブリックコメントの実施にあたりましては、報道機関資料提供のうえ、三重県ホームページに掲載するとともに県の情報公開課、および、わたくしども都市政策課で素案を公開いたしました。その結果、意見の提出はございませんでした。

このため、本日、議案等提出させていただいているものにつきましては、平成28年3月に最終案としてご報告させていただいたものと同様でございます。これを本日、答申案として議題とさせていただくものでございます。

以上で、第1766号議案、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<朝日議長>

今ご説明いただいたのですが、ちょっと画面のほうが多分小さくて見づらかったり、あとお手元のこちらの参考資料のほう小さかったと思いますので、こちらが議案書のほうに、先ほどの映されていたものが1766の7のところ、図の3のところ先ほど説明のあった図面がございます。それから、あと、次の図面のところですが再編シナリオの検討のところですね。こちらは1766の28、こちらに同じものがありますので、こちらご覧いただければと思います。

それでは、見ていただきながら、コメントをいただきます。先ほど議案の説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

では、ご意見がないようですので、原案が適正であると判断することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議がありませんので第1766号議案、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定については、原案は適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

それでは、第1767号議案、都市計画基本方針の内容について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

引き続き都市政策課、枅屋から説明をさせていただきます。議案第1767号、都市計画基本方針の内容について1767の1ページをご覧ください。こちらは6月22日付、知事か

らの当審議会に対する諮問書の写しでございます。こちら、まず朗読をさせていただきたいと思っております。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画マスタープラン）について、その改定にあたり、下記の事項について、都市計画法第 77 条第 1 項により調査審議をお願いいたしたく諮問いたします。平成 28 年 6 月 22 日、三重県知事、鈴木英敬。

諮問事項、都市計画基本方針の内容について。

諮問の趣旨、三重県では 24 の都市計画区域において都市計画区域マスタープランを策定していますが、平成 22 年を基準年、平成 32 年を目標年次としていることから、平成 32 年を目処に改定を行う必要があります。

「都市計画基本方針」は、現行区域マスタープランの検証などから明らかとなった課題を踏まえたうえで、三重県の県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示し、各区域マスタープランの策定に際して拠って立つべき基本的考え方を整理するものです。

区域マスタープランの改定に向け、基本方針を策定することとしており、その内容について専門的見地から調査審議いただくため、お諮りするものです。という、内容でございます。

それでは、現行の三重県都市マスタープランの体系について、まず少し説明をさせていただきます。基本方針でございますが、これは三重県全体として都市計画区域マスタープランの改定にあたり、拠って立つべき基本的な考え方を示すもので、都市計画区域マスタープランの改定の前に策定することとしております。

本件で調査審議を諮問させていただいているものについては、「都市計画基本方針」これが、今回の諮問させていただくものに該当するものでございます。この都市計画基本方針に沿って、県内の 24 ある都市計画区域マスタープランをそれぞれ改定していくこととなります。

現行の都市計画区域マスタープランは 24 ございますが、その構成は共通でございます。第 1 章が圏域における都市計画の目標。第 2 章が土地利用規制の基本方針。第 3 章が主要な都市計画の決定方針、というふうになっております。

第 1 章の圏域における都市計画の目標についてご説明します。これは、圏域マスタープランと呼んでいるものでございます。圏域と申しますのは、生活上の結びつきが強い、隣接する都市計画区域を一括りにしたもので、都市計画区域マスタープランに広域的な視点を盛り込むために設定しているものでございます。第 1 章の圏域マスタープランで広域の目標を示しています。これを踏まえて第 2 章、第 3 章で個別の都市計画区域のマスタープランの方針を示すというかたちに、現行の都市マスタープランはなっております。

現在 24 の都市計画区域マスタープランは、ご覧のとおり 5 つの圏域にグルーピングをされております。その圏域における目標を明らかにし、各都市計画区域マスタープランの第 1 章にその分布する圏域マスタープランを置いている、というかたちをとっております。区域マスタープランについて、このような体系をとるのかどうかということも含めて、これから議論をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、基本方針、都市マスタープラン等にかかる策定スケジュールについて説明を申し上げます。最終的に平成 32 年度までに、都市計画区域マスタープランの策定を目指したいと考えておりますが、現行マスタープランの策定の際にも基本方針の策定のあと、2 年ほど期間を要しております。このため、都市計画基本方針については今年度中に策定を終えて、次のステップへ入っていきたいというふうに考えております。

ここで事務局から少し、この調査審議の進め方につきまして審議会に対します提案と申

しますか、お願いがございます。それは本件についてより詳細に審議をしていただくために、三重県都市計画審議会運営要綱第5条にもとづきまして、審議会の予備審査機関として、小委員会の設置をしていただきたいと思いますということでございます。

本日の答申案を、先ほど答申案を決定いたしました、地震・津波指針の調査審議をいただいた際にも、委員の皆さま方の内4名の委員で構成する小委員会を当審議会内に設置していただいて、結果的に5回これを開催していただき、大変な有意義な審議をいただいたところでございます。臨時委員の川口先生にも入っていただきまして、構成をさせていただいております。できましたら、今回の都市計画基本方針の調査審議にあたりましても、本件を決議いただきましたら5名程度の小委員会を設置していただき、ご審議をいただけたらというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<朝日議長>

審議の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

(意見なしの声あり)

ご意見がないようですので、それでは、都市計画基本方針の内容について当審議会でも調査審議し、その結果を三重県に答申することといたします。また、事務局からの提案がございましたので、詳細な調査審議は運営要綱第5条の規定により、審議会として小委員会を設置し、小委員会の調査審議状況を随時、当審議会に報告をいただくことといたします。

小委員会の方針については当審議会の学識委員5名程度とし、同規定により委員の選出、選任、これは会長に一任していただきたいと思いますと考えております。以上につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、承認することといたします。最後に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いします。

<事務局>

次回審議会の予定ですが、10月の審議内容はございません。ですので12月の末、議会終了後ということになりますので、22日以降の日程で調整させていただきたいと思っております。今現在、有力なのは26日ですけれども、本当に終わりなんです、12月26日ということで今、調整を行っているところでございます。審議案件につきましては具体的なものをちょっと、まだ具体的なものをまだ今言えないところなんです、よろしく願いいたします。

<朝日議長>

連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。無いようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

<事務局>

朝日議長、ありがとうございます。委員の皆さまにつきましては長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

これもちまして、第181回都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終わり)